

ライセンスのすすめ

- ゴーストと著作権あれこれ -

2007/5/4
華和梨開発チーム
さと一

Site: <http://kawari.sourceforge.net>
Blog: <http://d.hatena.ne.jp/satos/>
Mail: shobu@users.sourceforge.net



この文章のライセンスは、Creative Commonsライセンスの「表示 2.1 日本」です



概要

- ライセンスって何？
- ゴーストとライセンスの関係
- ライセンスの必要性
- ライセンスについてのQ&A
- ゴーストの著作権の今後
- おわりに
- Appendix



ライセンスって何？(1)

■ 「許可、許諾」のこと

■ 自動車免許証は自動車運転のライセンス

■ ゴースト等の著作物の場合

■ 使用

■ 配布

■ Etc...

の許可、許諾のこと

(Cf:「Windowsの正規ライセンスユーザ」)



ライセンスって何？(2)

■ ソフトウェアのライセンスの法的根拠

- 著作権法が根拠です
- 複製権(21条)
- 公衆送信権(22条)
- 頒布権(26条)
- 同一性保持権(20条)
- etc...



ライセンスって何？(3)

著作権法が保護する「著作物」って何？

- ✎ 思想や感情を創作的に表現したもの
- ✎ 文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの
- ✎ ゴーストは(推定で)映画の著作物扱いでしょう
- ✎ プログラムも対象です
- ✎ WWWサイトの表現・内容は対象ですが、HTMLのタグ部分は著作権法の範囲外です
 - ✎ 「phpフレームワークの一部としてのHTMLタグ」なら、プログラムとしての議論は出来るかもしれません。
- ✎ データベースも著作物です

ゴーストとライセンスの関係

ゴーストにライセンスは関係ない？

- ❖ 大有りです
- ❖ ゴーストを配布する時は、必ずSHIORI DLLと一緒に再配布します
- ❖ SHIORI DLLの作者は(大抵は)ゴーストの作者と別ですから、一緒に再配布するには、ライセンス(=許諾)が必要です
- ❖ フリーシェルゴーストの場合も、シェルについて同じことが言えます
- ❖ 厳密に解釈すると、ゴーストの絵やSSを作者以外が描くのにも、ライセンスが必要(作者がOKなら無問題)

ライセンスの必要性

もしライセンスがなかったら…

- ❖ ゴーストを配布するたびに、SHIORI DLL作者に許諾を受けなくちゃならない
- ❖ フリーシェルを使ったゴーストを配布するたびに、作者に許諾を受けなくちゃいけない
→とても面倒くさいです！

❖ ライセンス＝「相互利便性のための取り決め」



ライセンス Q&A(1)

SHIORI DLLのライセンスってどんなの？

- SHIORI DLL作者に許可を取らなくていい
- プログラムの世界のライセンスのテンプレートを、そのまま使っている例が多い
 - 華和梨、里々の修正BSDライセンスなど
- ゴーストの配布習慣に合うものを選ばれている
- 厳密には、ゴーストのreadmeに「SHIORIの著作者表示とライセンス条件」の表記が必要
 - なくても大丈夫な解釈が作者サイドから示されている例あり(華和梨)
- SAORI DLLもだいたい同じです

ライセンス Q&A(2)

■ フリーシェルのライセンスってどんなの？

■ いろいろ

■ 配布はOKだが、改造配布はNGな例あり

■ 商用NGの例も(「売ってはいけない」の文)

■ ただし、これの意味する所は曖昧

■ 採用ゴーストを売ってはダメなのか？

■ 同人で有料頒布と商業ソフトに採用の違いは？

■ ライセンスとして完備ではなく、「作者に聞かないと分からない」例が多数

ライセンス Q&A(3)

■ ゴーストって売っていいの？

■ 主要SHIORI DLLは問題なし

■ SAORI DLLもだいたい大丈夫

■ フリーシェルはケースバイケース

■ 「売ってはダメ」とある場合、それが「フリーシェル単体を売ってはダメ」なのか、「使ったゴーストを売ってはダメ」なのか分からないため

■ 作者に問い合わせましょう

→SHIORI・SAORI・フリーシェル作者は、こうしたケースを考えてライセンスを決めましょう

ライセンス Q&A(4)

■ 人のもの(SHIORI DLL)と一緒に配布するのは、気持ち悪いんですけど？

- ❖ 今回のゴーストの仕様上、SHIORI DLLを自作するか解決策がありません
- ❖ ユーザに別個にSHIORI DLLをダウンロードさせる方法がありますが、ユーザは面倒臭くなるので毛嫌いするでしょう
- ❖ 本体がSHIORI DLL相当品を含む仕様になれば、解決する可能性はあります
- ❖ 本体が都度SHIORI DLLを自動でダウンロード&インストールする仕様になれば、解決する可能性はあります
- ❖ 本体作者にお願いして下さい

ゴーストのライセンスの今後

- フリーシェル・ゴースト自体のライセンスが、「ライセンスとして不完全」な例が多いです
- 単一コミュニティ内なら問題なくても、外部に広まっていくと問題が起きる可能性があります
- 時間の節約のため、解釈・運用がはっきりしている既存ライセンスを、そのまま採用することをお勧めします
- 独自ライセンスは、他との整合で問題（法的抜け穴）が生じやすいことが、プログラムの世界の経験で分かっています。



おわりに

■ 作る人、使う人双方の負担が少ないライセンスにしたいですね



Appendix A

ゴーストにCreative Commonsを適用する際の注意点



Creative Commons (CC)

- 創造的作品を増やすことを目的としたライセンス群
- 営利使用・改変の許可/不可を選べる
- 法律家が内容を吟味して決めたため、法的不備が少ない(と思われる)

<http://www.creativecommons.jp/>



CCの採用例

 ゴースト「Emily/Phase 4」の場合、「表示-非営利 2.1 日本」ライセンスを採用

<http://creativecommons.org/licenses/by-nc/2.1/jp/>



 以下、Emily/Phase 4のreadme内、ライセンスを抜粋編集：

このゴーストを自分の作品で二次利用したい場合

-  表示. あなたは原著作者のクレジットを表示しなければなりません。
-  非営利. あなたはこの作品を営利目的で利用してはなりません。

以上を守る限り、

-  本作品を複製、頒布、展示、実演することができます。
-  二次的著作物を作成することができます。
-  再利用や頒布にあたっては、この作品の使用許諾条件を他の人々に明らかにしなければなりません。
-  著作[権]者から許可を得ると、これらの条件は適用されません。

CCライセンスが規定すること

- このライセンス群は、作品を複製、頒布、展示、実演することを規定したライセンスである。
- 作者以外による頒布が嫌な場合、採用してはならないライセンスである



CC全ライセンス群の共通事項

- 必ず原著作者のクレジットを表示すること
- 再利用や頒布にあたっては、対象作品の仕様許諾条件を他の人に明らかにしなくてはならない
- 著作[権]者から許可を得ると、これらの条件は適用されない



CCライセンス群一覽

表示(by)

（原著作者のクレジットの表示のみ必要）

表示-改変禁止(by-nd)

作品を改変、変形または加工してはならない

表示-継承(by-sa)

作品を改変、変形または加工した場合、改変者はその結果生じた作品を、元の作品と同一の許諾条件の下でのみ頒布することができる

表示-非営利(by-nc)

作品を営利目的で利用してはならない

表示-非営利-改変禁止(by-nc-nd)

作品を営利目的で利用してはならない

作品を改変、変形または加工してはならない

表示-非営利-継承(by-nc-sa)

作品を営利目的で利用してはならない

作品を改変、変形または加工した場合、改変者はその結果生じた作品を、元の作品と同一の許諾条件の下でのみ頒布することができる



CCライセンスとソフトウェアライセンス

- ゴースト用のソフトウェアの主要ライセンスは、CCライセンスと似ているが、違いがあります
- ゴーストに組み込むなら、ソフトウェアのライセンスとゴーストのライセンスが矛盾してはいけません
 - ゴーストがプログラムから見て「二次著作物」扱いだから

→ゴーストにCCライセンスを適用した時、矛盾が起きないか調べてみましょう



ソフトウェアのライセンス

- ゴースト用ソフトウェアの大半は、「フリーソフト」のライセンスです。
- ライセンスの種類
 - 修正BSDライセンス
 - LGPL
 - GPL
 - 独自
- 本稿では、独自ライセンスを割愛します
(多様すぎて調べきれない)



修正BSDライセンス*とCCライセンス

修正BSDライセンスの要求(要約)

-  著作権表示をすること(ドキュメント等)
-  ライセンスを表示すること(ドキュメント等)
-  免責事項を表示をすること(ドキュメント等)

→ゴーストのreadmeに修正BSDライセンスを明記すれば、ゴーストがどのCCライセンスでも問題なし

該当するプログラム:

-  華和梨
-  文
-  里々

*修正BSDライセンスと類似のライセンスを一括して扱っている

LGPLとCCライセンス

- CCライセンスによっては**矛盾が生じます**
- LGPLは、「ユーザが自分のためにその著作物を変更することを許す」ことを条件に、対象ソフトをLGPL以外のライセンスにすることを許可しています。
- 「表示-改変禁止」「表示-非営利-改変禁止」は、再配布しない改変も禁止しているので、これと矛盾します。
- 現行の「ゴーストとの同梱を意図したプログラム」には、LGPLのものは非常に少ないです。

GPLとCCライセンス

- CCライセンスによっては**矛盾が生じます**
- GPLは、「プログラムやその他の著作物をフリーとし、加えてそのプログラムの改変ないし拡張されたバージョンもすべてフリーであることを要求」しています（「コピーレフト」の概念）
- 「表示-改変禁止」「表示-非営利-改変禁止」は、再配布しない改変も禁止しているので、これと矛盾します。
- GPL作成元のFree Software Foundationは、「表示」ライセンスすら**矛盾すると主張**しています。
- 現行の「ゴーストとの同梱を意図したプログラム」には、GPLのものは非常に少ないです。

LGPL・GPLとCCライセンスの共存法

- ❏ 「改変不可」ライセンスを選択しない
- ❏ LGPL、GPLのプログラム(SHIORI DLLやSAORI DLL)とゴーストが別の著作物であり、単に同じnarアーカイブという「メディア」に同梱しているだけだと主張する。
 - ❏ こう主張できるかどうかは、プログラムとゴーストの関係に依存します。
 - ❏ 例えば、そのプログラムがゴーストの動作の根幹を成している場合、主張が通りにくいと考えられます。
 - ❏ 判例待ちです！

Appendix B

参考文献



「コンピュータユーザのための著作権 & 法律ガイド」 (書籍)

🌀 プロジェクトタイムマシン 著

🌀 ISBN:4839907935

🌀 増補改訂版としてISBN:4839915555がある

Emily/Phase4(ゴースト)

🌀 <http://ssp.shillest.net/ghost.html>

クリエイティブ・コモンズ(NPO)

🌀 <http://www.creativecommons.jp/>

修正BSDライセンス(日本語訳)

🌀 <http://www.opensource.jp/licenses/bsd-license.html>

GPL(日本語参考訳)

🌀 <http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html>

LGPL(日本語参考訳)

🌀 <http://www.opensource.jp/lesser/lgpl.ja.html>



ご静聴ありがとうございます

